

平成23年度第2回宮城県建築審査会議事録

開催日時：平成23年11月15日（火） 午後4時30分

開催場所：宮城県庁11階 第二会議室

出席者等

宮城県建築審査会委員

会長 石坂 公一

委員 高澤 雅之（議事録署名委員）

委員 伊藤 恒幸

委員 佐藤 盛雄（欠席）

委員 柳澤 陽子（議事録署名委員）

委員 大瀧 正子

委員 高橋 直子（欠席）

事務局

建築宅地課長

千葉 琢夫

技術補佐（総括）

山家 義孝

技術補佐（班長）

千葉 博之

技術補佐

菊田 修一郎

主任主査

玉川 誠

## 会 議 次 第

### 1 委員の委嘱

### 2 開 会

### 3 議 事

第1号議案 宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任について

第2号議案 建築物の接道長さに係る建築基準条例適用の緩和に対する意見について

報告事項 審査会事前同意基準に基づく  
建築基準法第43条第1項ただし書許可について  
審査会事前同意基準に基づく  
建築基準法第44条第1項ただし書許可について

### 4 その 他

(1) 全国建築審査会会長会議の報告について

(2) 次回の建築審査会の開催予定について

### 5 閉 会

## 会 議 の 概 要

- 事務局 (玉川) 定刻となりましたが、本日の建築審査会を開会する前に、平成23年8月末をもって山本委員が退任され、また、引き続き就任いただきます委員の方についても任期が一旦満了しましたので、会議に先立ちまして委嘱状の交付を行わせていただきます。
- 三浦技監 (委嘱状の交付)  
※各委員の席を回って交付
- 事務局 (玉川) 続きまして、宮城県土木部技監兼技術担当次長の三浦よりご挨拶いたします。
- 三浦技監 三浦技監より挨拶
- 事務局 (玉川) ここで、各委員を御紹介いたします。
- (各委員の紹介)
- 事務局 (玉川) それでは、平成23年度第2回宮城県建築審査会を始めさせていただきます。なお、本日は高橋委員と佐藤委員が欠席との連絡を頂いておりますが、出席の委員5名で、宮城県建築審査会条例第四条による会議開催に係る定足数に達しております。なお、平成23年8月末をもって、委員が改選されましたので、新会長が選任されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局 (課長) 【第1号議案 宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任】はじめに、会長及び会長代理の選任についてでございますが、会長及び会長代理は、建築基準法第81条第1項及び同第3項の規定により、各委員の互選により選任されることとなっております。会長及び会長代理の選任につきまして、いかがいたしましょうか。
- 事務局 (課長) 自薦、他薦を含めまして、どなたかご発言はございませんか？
- 高澤委員 会長は引き続き石坂委員にお願いしてはどうでしょうか。
- 事務局 (課長) ただいま高澤委員より、石坂委員を会長にとの意見がございましたが、皆様いかがでしょうか？
- 委員一同 異議なし
- 事務局 (課長) 石坂委員、会長就任につきましてよろしくお願いいたします。それでは会長代理の選任につきましては、いかがいたしましょうか。
- 会 長 会長代理は、引き続き高澤委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか？
- 委員一同 異議なし

事務局 (課長) 会長、会長席に移動お願いいたします。(会長が会長席に移動) 就任にあたりまして、会長より一言ご挨拶お願いいたします。

会長 会長より就任の挨拶

事務局 (課長) それでは議長を会長に交代いたします。よろしくお願いいたします。

議長 【議案審議】  
それでは、議案の審議に入りますが、傍聴希望者はいらっしゃいますか？

事務局 (玉川) ※いいえ、いらっしゃいません。

議長 < 議事録署名委員の氏名 >  
議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。  
本日の議事録の署名を、高澤委員と柳澤委員にお願いします。  
また、事務局から説明があるとのことなので、お願いします。

事務局 (班長) (付議実績(許可実績)の概要及び建築基準法の道路の概要について説明)

議長 < 審議 >  
それでは、宮城県知事から提出されております案件について審議を行います。  
はじめに、本日の案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 (課長) 本日の案件は、議案1件と報告事項1件でございます。  
第2号議案は、建築基準条例第9条の規定による建築物の接道長さに係る規定の適用の緩和についての案件で、名取市における工場の建築についての議案でございます。  
また、報告事項といたしまして、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 < 第2号議案の審議 >  
まず、個別の案件について審議いたします。  
第2号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (班長) (第2号議案について説明)

議長 ただ今の説明について、委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。

議長 私からご質問致します。建築基準法の場合だと、「建築審査会の同意を得て」と書いてありまして、案件について同意するか否かの決をとるのですが、今回の建築基準条例第13条の場合は「意見を聴いて」となっています。そうすると、この審査会で求められていることは、意見を言うことが求められているのですか。

事務局 (班長) そうです。

議長 そうすると、第2号議案の書き方ですが、「承認が相当と考える理由」というよりも「本審査会の意見案」として、会議へのはかり方としては各委員に、「宮城県としては、このような意見案ですが、ご異議ございませんか」となるのではないのでしょうか。「意見」と「同意」の使い分けはどのようになっているのでしょうか。

事務局(班長) 建築基準法では「同意」で建築基準条例では「意見」となっています。

議長 条例の条文どおりであれば、審査会で「同意しない」という意見でも、承認できることとなります。

事務局(班長) 県としては、各委員の意見を尊重して取り扱いますので、「不適」という意見であれば、それに従います。

議長 現実的には、そのようなことはないとおもいますが、審査会としては、この議案に対しては「このような意見となります。」と回答することが適当だと思います。この議案の書き方は、同意をあたえるような書き方になっているのではないのでしょうか。このような書き方でよいのでしょうか。

事務局(班長) 一昨年も同様な案件があり、同様にしていましたので、今回も同じような考えておりました。

議長 議案の中で「意見を聞いて」となっているときの意見の中身とはどの部分になるのですか。

事務局(班長) 議案では、「県として承認するのが相当」と考えており、それに対して審査会で「妥当である」若しくは「妥当ではない」とい意見になると想定しております。

議長 そうすると、「妥当である」という意見は文書としては残らないのですか。この場で口頭で「妥当である」と述べられたと議事録に残るだけでしょうか。

事務局(班長) はい、そうです。

議長 はい、わかりました。

伊藤委員 2号議案の体裁として、「承認するのが相当と考える」というのが、訴訟の場合の請求の趣旨になるとおもいます。となると、「承認するのが相当である」というのが、当審査会の意見ということになるとおもいますが、結論が最初にあり、その後で、理由を記載するのが、体裁としてはより良いと思いますが、法律上の用件はこの議案の書き方で満たしていると思います。あえて、体裁をかえる必要はないと思います。

事務局(課長) 意見として、「同意する」というのは、やはりおかしいと思いますので、ご指摘合ったように「妥当である」とこの場の総意として、お計り頂ければと思います。なお、次回までより適切な諮り方を検討したいと思います。

柳澤委員 この議案の審議内容とは話がずれるかもしれませんが、名取市の建築制限の説明で、閑上地区には仮設の建築物は建築可能との説明があったが、今回の案件は本設であり、この場所は建築制限の場所の該当しないのでしょうか。

事務局  
(班長) 今回の計画地は建築制限の区域には該当しません。名取市ではこれまで閑上地区の一部の地域で建築制限を行ってきて、11月10日に終了しまして、次の段階である被災市街地復興推進地域での建築制限となっております。その中で特例的に許可する場合があります。仮設的なものを中心に許可していくことになると思われま

柳澤委員 今後、都市計画を見直す場合に、このような「道」が変更されていく可能性があるのかわからない段階ですが、今後影響がいろいろな意味で出てくる範囲なのかもしれません。このことが、この案件で審議される内容ではないとおもいますが。

議長 この案件に関して、建築制限は掛かっていないのですか。

事務局  
(班長) 掛かっておりません。

議長 通常の場合で処理をするということで良いですか。

事務局  
(班長) はい。

議長 それでは、この件につきましては事務局の提案に対して「相当と考える」という意見を本会として述べるということによろしいでしょうか。

委員一同 異議ありません。

議長 御異議がないようですので、この件に関してはそのように致します。

議長 < 報告事項 >  
次に、事前同意基準に基づく許可状況及び前回審査会の処理状況について、事務局から報告願います。

事務局  
(玉川) (事前同意基準に基づく許可状況について報告)

議長 ただ今の報告の説明について、委員の先生方、御質問等はありませんか。

議長 御質問がなければ、以上で本日の議事は終了といたします。

議長 続いて、その他に移ります。

議長 < 全国建築審査会長会議の報告 >  
(1) の全国建築審査会長会議の報告について、事務局願います。

事務局  
(課長) 全国建築審査会長会議の概要について報告

議長 ただ今の報告について、委員の先生方御質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長 < 建築審査会開催日程の確認 >  
次に、(2)の次回の建築審査会の日程についてお願いします。

事務局  
(玉川) 次回の審査会の日程についてですが、原則として奇数月の第3火曜日に開催と  
なっておりますので、次回は平成24年1月17日(火)午後4時30分からの開  
催ということよろしいでしょうか。

.....委員方確認等.....  
なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、  
よろしくをお願いします。

議 長 それでは、本日の審査会はこれで終了いたします。  
御苦勞様でした。

以上  
<終了時刻 午後5時30分>